

## 令和7年第3回定例会まちづくり常任委員会議事録

令和7年10月21日(火)

開会（9:54）

○増子達也委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、補正予算3件、条例の一部を改正する条例3件、財産の無償貸付1件、未処分所利益剰余金の処分についての2件の計9件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。秋になっても米価の高止まり傾向は動かないようだが、農家にとってはJAの仮渡金が60キロ当たり3万3千円というような話が出ており、農家にとっては良いのかもしれない。ただ、米価が高いと消費者の米離れが進み、下落するということも今後あるのではないかというところが危惧される。また、当市は米粉条例を作り、米粉発祥の地としているが、その中で、3セクである新潟製粉の米粉用米の確保が来年度の課題となっており、米価が上がるほど主食用米を農家が作るだろうということである。国でこれからどういう制度設計をし、主食用米以外の米を作った場合の方向性、これを早めに示してもらいたい。各自治体や関係機関であるJAなどの対応が非常に難しくなるのではないかと考えている。

本日の案件は9件となっているがよろしく審議願いたい。

議第73号 令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第2号）

佐藤農林水産課長説明

歳入歳出予算にそれぞれ202万5千円を追加し、その総額を2億6,812万5千円とするもの。歳出では、第1款農林水産業費、第1項第3目ワイン製造施設運営事業費の第10節需用費は、除雪機のトランスマッション等を修繕するため、修繕費70万円を増額し、第4款予備費を132万5千円増額した。歳入では、第3款財産収入第1項第1目利子及び配当金で、新潟製粉株式会社からの株式配当金113万9千円を増額した。償還繰越金は前年度事業の確定に伴い、88万6千円を増額した。

## 質疑

○平井孝委員

除雪機のトランスマッション修理は経年劣化で壊れたものか、人為的な事で壊れたものか。

○佐藤農林水産課長

経年劣化である。平成25年11月に購入したもので、経年劣化による修繕となる。

○天木義人委員

平成25年ということは11年経っているが、当時の価格と同等の除雪機を買う場合、現在の価格はいくらか。

○佐藤農林水産課長

当時購入した取得金額はおよそ150万円である。今同等のものは、おそらく150万円を超える金額だと思う。修繕で直した方が今後も使えるため、この度補正するものである。

○天木義人委員

150万円の機械に70万円をかけて修繕するが、10年以上経ち、これからどれだけ使えるかわからないが、今後を考えると、ここで取り替えることも1つの手ではないかと思う。耐用年数は大体そのぐらいだと思うが、今修理すればこれからどのぐらい稼働できるか。

○佐藤農林水産課長

修繕し今後どのぐらい持つかは、冬季間の降雪の状況により変わるかと思うが、今後新しく入れ替えした方が良いかメンテナンス業者に聞きながら、機械の入れ替えや、修繕対応できるものは対応したいと考えている。

○天木義人委員

今回は修繕だが、来年早々取り替えるとかではなく、修繕後5年は使うような格好でないと駄目だと思う。修繕したけど駄目だとならないよう、よく考えないといけないと思う。

○佐藤農林水産課長

何年も使えるような形でメンテナンスをしっかり行いたいと思う。

#### **自由討議**

無し

#### **採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

### **議第74号 令和7年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第1号）**

#### **佐藤農林水産課長説明**

歳入歳出予算にそれぞれ 56 万円を追加し、その総額を 4,596 万円とするもの。歳出では、第1款農林水産業費第1項第1目鹿ノ俣発電所費第24節積立金は、施設の大規模改修等に備え、基金積立金 56 万円を増額した。歳入では、第2款繰越金で前年度事業の確定に伴い 56 万円を増額した。

#### **質疑**

無し

#### **自由討議**

無し

#### **採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

### **議第75号 令和7年度胎内市水道事業会計補正予算（第2号）**

#### **須貝上下水道課参事説明**

資本的収入に700万円を追加し、その総額を6億2,800万円とし、資本的支出に700万円を追加し、その総額を8億6,460万4千円とするもの。

## 質疑

○天木義人委員

工事内容はどのようなものか。また、700万円を全部起債で賄うが、内部留保から対応できないことはないのか。内部留保はいくらあるか。

○須貝上下水道課係長

工事内容は配水管布設替工事である。内部保留は7億9700万円ほどである。

○天木義人委員

内部留保7億円もあり、全部起債を起こさなくてもいいと思う。1千万円以下である。将来に平等にということであるが、全部使うものであり、将来も今も同じだと思う。借金だけ増やしても良いものではない。内部保留をどう活用していくのか。

○須貝上下水道課参事

今ほど内部留保7億9千万円ほどあるとお伝えしたが、今年度の起債の予定額が今回の補正額と合わせて6億3千万円ほど、また令和7年度の起債の償還額になるが、利息と合わせて2億円。両方合わせると8億円と少し出るが、内部留保で工事が終わってから起債を借りるまでの間に、一旦、工事代金の支払いをしなければならないので、それで支払いをし、起債を借りるということ。来年度の内部留保になるが、その分また起債の償還金、工事予定の支払いの予定額を確保しておかなければならぬというところから、この程度、必要なのではないかと考えている。

○天木義人委員

起債があり、内部保留が要ることだと思うが。今年度の借換債はいくらか。

○須貝上下水道課参事

今年度の借換債は、上水道はない。

○天木義人委員

借り換えは無いということで、来年度も無いのであれば、内部留保を利用して行うのか。

○須貝上下水道課参事

来年度については、これから予算の見積り等を行うことになるので、その辺はどうなるか、これから検討していきたいと考えている。

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第76号 胎内市火入れに関する条例の一部を改正する条例

### 佐藤農林水産課長説明

異常乾燥注意報から乾燥注意報に名称変更となり、防災気象情報については気象庁が発表することとなっている。この注意報名の変更に伴い、字句の改正を行う他、所要の改正を行うもの。主な改正内容といたしましては、第10条中の異常乾燥注意報を乾燥注意報に改正を行うものである。条例は公布の日から施行する。

### 質疑

無し

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 77 号 胎内市企業設置促進条例の一部を改正する条例

### 増子商工観光課長

企業立地促進の効果を確保しつつ、市の税収を安定的に確保していくため、課税免除措置の期間の適正化を行うもの。固定資産税の課税免除期間を変更するもので、現行は新潟中条中核工業団地又は市営工業団地に新設、移設、増設する場合に5年間の課税免除となるが、改正案は3年間の課税免除へ短縮するものである。これに伴い、第6条第2項と第3項を削る。参考までに、令和7年度の課税免除数は8件であり、5年から3年に短縮した場合、7,600万円程度固定資産税が増えることになる。施行日は令和8年1月1日である。

### 質疑

#### ○渡辺秀敏委員

5年から3年に免除期間が短縮されるが、企業誘致に対しての影響はどれぐらいあるか。

#### ○増子商工観光課長

新潟中条中核工業団地の空き区画は6区画あり、そのうち企業の新設の話が来ている。中には4.2ヘクタールの大きな土地があり、県内でも有数な面積を誇るということで、こちらに大企業が今後、洋上風力等の関係で来る可能性等もあるため、県でも確保している状況である。全体としては80%を超える企業の設置数があり、その他にも蓄電所の関係の問い合わせがあり、そんなに多くの影響はない捉えている。

#### ○渡辺秀敏委員

一般的に考えれば、課税されるとなれば進出することをためらう材料になるのではないかと思うが。

#### ○高橋副市長

3年より5年の方が進出企業としては望ましいというか、動機づけにはなると思う。ただ、県内の市町村の工業団地の減免の年数を見ると、5年はほぼない状況である。県内のライバルから遅れを取ることは、この条例改正によってはないと考えている。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第78号 胎内市下水道条例等の一部を改正する条例

### 須貝上下水道課参事説明

災害その他非常の場合において、他の地方自治体の長の指定を受けた者による工事の実施を可能とするよう改める他、所要の改正を行うものである。

### 質疑

#### ○森本将司委員

災害その他の非常の場合において等とあるが、これは市長が判断できないような緊急事態の事であると思うが、市長が判断できない場合、副市長が判断する考え方もあると思うが、なぜ権限が移譲されるのか。

#### ○須貝上下水道課係長

他の市町村長に権限が移譲されることではない。他の市町村長が指定した指定工事店等を胎内市長が認める場合において、工事が実施可能となるものである。これは令和6年1月の能登半島地震で非常に多くの家屋が被災したことに伴い、給排水設備が破損し、指定工事店自身も被災した。いわゆる市内に工事する業者も被災したし、近隣自治体も被災してしまったため施工業者が確保できないことが起きた。被災地から離れた市町村の指定工事店に行ってもらえるようにするものである。新潟県内からも応急復旧で派遣されているが、その際には新潟から行って現地で施工するということがあった。派遣先の自治体では指定されていない工事店が行くため、市長に承認いただき実施することになる。

#### ○森本将司委員

市が被害を受け、工事店が機能しないことを想定した考え方で了解した。

○丸山孝博委員

市内の指定工事店は何社あるか。

○須貝上下水道課参事

上水道の指定店は、市内の業者が 23 件、市外の業者が 72 件の合計 95 件。市内業者の割合は 24% となる。下水道の指定店は、市内業者が 36 件、市外業者が 67 件の合計 103 件。市内業者の割合で 35% となる。

○渡辺秀敏委員

その自治体が指定した工事店との契約で、入札は時間的に難しいと思うが、その際の金額の設定はどうなるのか。

○高橋副市長

緊急の場合ということで、実際 3 年前の 8 月豪雨の際の復旧工事等でも行われた。通常は設計して入札という行為で工事を行うが、これでは 1 ヶ月、2 ヶ月もかかってしまうので、この場合は業者見積もりを行い、それを指示書という形で、工事しなさいという指示を自治体が出して、すぐに工事にかかるという制度となっている。この指示書による工事は、国の補助金等を受ける場合でも、災害の場合は認めることになっている。

○渡辺秀敏委員

指示書の金額は市長が決めることになるのか。

○高橋副市長

多くの場合、実際に工事を行う業者の見積書で工事発注することになる。

○増子達也委員

どれぐらいの範囲を想定しているか。市内、市外と言うが県内なのか、それとも全国か。それをある程度想定している条例なのか。

○須貝上下水道課係長

想定の範囲は定めていないので国内であれば可能だが、実際に災害復旧の依頼を出すと近隣県から。能登半島地震では富山、新潟まで応援依頼が来ており、その規模により近いところから依頼されると思う。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 80 号 財産の無償貸付について

### 佐藤農林水産課長説明

胎内高原ビール園の施設について、令和 9 年度までの 5 年間を無償貸付として、新潟ビール醸造株式会社で利用することとしていたが、設備等の老朽化に伴い、大規模改修に多大な費用を要することから、事業継続が困難であるため、契約期間満了前の本年 9 月末までの間で契約を解約したい旨の申し出があった。市としては解約の申し出を受け入れ、当該施設の今後のあり方について検討協議する一方、ビール醸造に興味を示していた静岡県御殿場市に本社がある株式会社 FUJI PREMIUM BREWING と協議検討を重ねてきた。その結果、本施設を利用し醸造したい旨、同社から申し出をいただいた。この民間事業者ではビール醸造を行っており、製造されたクラフトビールの販路先はグループ会社への卸販売であり、胎内高原ビール園の銘柄も引き続き製造していただけることである。民間活力を導入した施設運営と、補助金の処分制限期間への対応が可能であることから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間、無償貸し付けを行いたく地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき貸付を行う財産である。土地については、熱田坂字上川原落合 670 番地 1、地目は雑種地で、面積は 6,811 m<sup>2</sup> 内、4570.9 平方メートル。建物は鉄骨一部木造 2 階建て 1 棟及び醸造用プラント設備一式である。相手方は静岡県御殿場市保土沢炭焼沢 1015 番地 2、株式会社 FUJI PREMIUM BREWING。代表取締役酒井宜史。貸付期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までである。免除する貸付料の年額は 1,406 万 5,452 円である。

## 質疑

○森本将司委員

以前、新潟ビール醸造を見学したが、機械が老朽化して大規模改修が必要という説明であったが、その機械の状況はどのようなものか。

○佐藤農林水産課長

機械の状況、設備はかなり老朽化しており、今後メンテナンスをしながら醸造する形になる。改修の具体的なものはキュービクル関係やメンテナンス。設備のメンテナンスを行いながら、大規模改修が非常に困難ということで解約の申し出があり、新たな事業者においては、手直しをしながら継続していただけるということで、市の負担もなく、無償貸し付けでお願いするものである。

○森本将司委員

事業を引き継ぐ中で、製造方法や販路などは、新潟ビール醸造独自のものだと思うが、そういう部分も全部 FUJI PREMIUM BREWING が引き継ぐという考え方か。

○佐藤農林水産課長

無償貸付先の民間事業者では、新潟ビール醸造はもう製造中止しているが、新潟ビール醸造のクラフトビールの卸先はその関連グループであり、商品はペットボトル1.5リットルのクラフトビールで、3種類を既に納品し関連グループが販売している。今回の民間事業者が引き継いで、そのまま同じ製造方法で商品を引き続き作っていただけるという形である。販売先については卸販売になるが、全国シェアでおよそ約3万人の会員があり、家庭でビールサーバーを設置している会員を対象に販売するということである。

○渡辺雅茂委員

5年間の無償貸付期間の管理費、例えば固定資産税などはどうなるのか。

○佐藤農林水産課長

経費についてはすべて貸付先の事業者が負担し、無償貸付であり市から設備に対する補助や支援はないということで協議し、この度の経過に至った。

○高橋副市長

固定資産税については、所有権は市のままで固定資産税そのものはかかるない。

○丸山孝博委員

貸付相手の実績や沿革等は。

○佐藤農林水産課長

改正先の民間事業者は、静岡県御殿場市にあったクラフトビールの醸造会社を買収した事業者で、その第2工場という言い方ではないが、引き継いで醸造製造していただける会社である。その関連会社は、全国で会員3万人を対象にビールを販売する会社である。

○丸山孝博委員

例えば資本金や従業員、そういうものについて聞きたい。

○佐藤農林水産課長

民間事業者の資本金は1億円である。社員は23名、アルバイト2名で運営している。

○丸山孝博委員

売り上げはどれぐらいか、実績は。

○佐藤農林水産課長

静岡の会社の売り上げは把握していない。貸付する胎内高原ビール園の売り上げは、当期利益として年間2千万円程度を見込んでいる。

○平井孝委員

この会社は、前はDHCビールというビールを作っていた会社で、2025年1月に社名変更されたということある。その前のDHCビールがどのくらいのシェアがあったかはわからないが、今のFUJI PREMIUM BREWINGは、こだわりとして富士山の伏流水100%仕込みという売りでフジビールというものを作っている。当市に第2工場みたいな感じということで、胎内高原ビールの名前が残るということだが、胎内の水を使うのか。また、地元の雇用などの提案が先方からあるか。

○佐藤農林水産課長

1点目の胎内高原ビールは、そのまま引き継いで製造していただけるということである。硬度14度の水で、湧水を使ったクラフトビールとなる。2点目の雇用について、来年の4月1日から操業開始となり、本社から3名ほど出向し、製造に当たるということであり、今後軌道に乗れば地元の雇用も考えていきたいと聞いている。

○天木義人委員

建物もだいぶ古くなっているが、市のメリットとして、雇用関係もあるがどのように考えているか。

○佐藤農林水産課長

建物は国県の補助事業を活用して整備された施設で、耐用年数が残り4年ある。今この時点で事業廃止、休止という形になると、補助金の返還額がおよそ5,700万円必要になり、まずは補助金返還をしなくていいということである。

もう1点は、胎内高原ビールという地名がそのまま残り、全国に対して認知を高めるといったメリットの2点だと考えている。

○天木義人委員

4月以降に操業を始めるということだが、雇用を行う場合、どのくらいの人数を想定しているか。また、事業税は発生しないのか。

○佐藤農林水産課長

雇用の関係は、運営が順調に進んでいけば、想定で4、5人という形になると思うが、今のところ軌道に乗るまでは今の3名体制で行きたいとのことで、将来的にどうなるか今時点ではお答えできない状況である。事業税は当然市に入ると認識している。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 82 号 令和 6 年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

### 須貝上下水道課参事説明

未処分利益剰余金のうち、4,309 万 8,705 円を資本金に組み入れて、1 億 542 万 7,985 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法の規定に基づきお諮りするもの。

### 質疑

#### ○天木義人委員

減債積立金は今回の分を含めていくらあるか。現在積立金の返済に充てる年度、いくらをどうするか。計画があると思うが。

#### ○須貝上下水道課参事

減債積立金だが、6 年度末で 6 億 2,604 万円に今回のこの案をプラスしたものが現在の積立金となる。返済の方は資料がなくお答えすることができないが、毎年の企業債の返還金があり、それに充てたいと考えている。

#### ○天木義人委員

減債積立金も増えている感じがあるが、いつ頃どのような返済計画を立てるのか。示してもらったほうがいいと思うので、今後検討していただきたい。

#### ○須貝上下水道課参事

検討して、皆さんにお示しできるところは、お示ししていきたい。

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

**議第 83 号 令和 6 年度胎内市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**

**須貝上下水道課参事説明**

未処分利益剰余金のうち、3,180 万 269 円を資本金に組み入れ、1,938 万円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法の規定に基づきお諮りするもの。

**質疑**

無し

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

**閉会（10：48）**